

**議事日程（開会日） 令和2年12月8日 午前9時開会**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 行政報告について  
日程第 4 議案第61号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）について  
日程第 5 議案第62号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 6 議案第63号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 7 議案第64号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 8 議案第65号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 9 議案第66号 木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について  
日程第10 議案第67号 木曾岬町立ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の制定について  
日程第11 議案第68号 木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第12 議案第69号 桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議について

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員（8名）**

1番	古村護君	2番	鎌田鷹介君
3番	加藤真人君	5番	伊藤守君
6番	服部芙二夫君	7番	三輪一雅君
8番	中川和子君	9番	伊藤好博君

**欠席議員（0名）**

**議場出席説明者**

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
教育長	山北哲君	総務政策課長	小島裕紹君
総務政策課副参事	中山重徳君	危機管理課長	伊藤雅人君
会計管理者	山田克己君	産業課長	多賀達人君
建設課長	内山幸治君	住民課長	伊藤正典君

福祉健康課長 松本大君 税務課長 藤井光利君  
教育課長 黒田和弘君

**事務局出席職員**

事務局長 平松孝浩 議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開会

○議長（服部英二夫君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日、令和2年第4回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かと御多用のところ、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出されます議案は、一般会計、特別会計の補正予算、条例の制定及び一部を改正する案並びに協議案で、いずれも重要な案件が提出されております。その詳細については後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和2年第4回木曾岬町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりでございます。

**日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

1番議席、古村護君、9番議席、伊藤好博君の御両名を指名します。

**日程第2 会期の決定について**

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る12月3日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議いただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いします。

○3番（加藤真人君） 議長、3番。

○議長（服部英二夫君） 3番議席、加藤真人委員長。

○3番（加藤真人君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月3日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、

地方自治法、議会運営委員会規定等に基づき、議長の出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席の下、令和2年第4回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議いたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱についての説明を受け、次に、担当課長より議案の概要説明を受け、審議に入りました。説明を受けました議案名及びその内容は割愛させていただきます。

本定例会開会日の提出議案は、令和2年度一般会計、特別会計の補正予算案5件、条例の制定2件及び一部改正案1件、協議案1件を合わせて9件であります。これらの議案について内容を審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審議では、先ほど申し上げました審議対象議案の状況を考慮し、会期は本日8日から15日までの8日間と決定いたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、本日、開会日の日程は、この後、加藤町長より行政報告を行っていただきます。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、まず、議案第61号から議案第68号までの8議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

次に、議案第69号を上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決を行っていただきます。

以上をもって令和2年第4回定例会の開会日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会では、議案等の審議については委員会付託を省略し、本会議で審議すべきとなりました。

次に、定例会は12月11日午前9時より再開していただきます。最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は4名の方が通告されており、この一般質問の取扱いを審議しましたところ、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくことといたしました。

なお、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

この一般質問を終えた後、議案第61号から議案第68号までの8議案を一括上程していただき、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

以上をもって11日の本会議は散会としていただきます。

次に、定例会閉会日は12月15日午前9時より再開し、議案第61号から議案第68号までの8議案を一括上程していただき、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます。議案採決については、それぞれ1議案ごと、行っていただきます。また、執

行部より本定例会閉会日に補正予算の追加議案を提出したいとのことでございましたので、日程に追加し、審議をいただくこととしました。

以上の審議の終了をもって閉会宣告していただき、令和2年第4回木曾岬町議会定例会は閉会とします。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和2年12月8日、議会運営委員長、加藤真人。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審議、御苦勞さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日12月8日から12月15日までの8日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月15日までの8日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間と決定しました。

### 日程第3 行政報告について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第3、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

今年も早いものでございます。12月、師走を迎えまして、何かと気忙しい時節になってまいりました。今日12月8日は、今朝ほどの新聞報道を見ておきますと、新型コロナウイルスが中国武漢市で確認されてからちょうど1年ということでございます。まさかこれほどの大きな事態になるとは思っていませんでしたが、我が国もはじめ世界中で7,600万人の感染者、そして、150万人の方がお亡くなりになられたと報道されております。ここへ来てまた急激に感染者が増えておりますが、何とか1日も早く終息を願うところでございます。ぜひお互いが感染予防にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

さて、本日、令和2年の第4回木曾岬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員御参集いただき、誠にありがとうございます。今期定例会には、各会計の補正予算と条例の制定や改正案など、9議案を提出させていただいております。何とぞ慎重に審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま議長さんより許可をいただきましたので、今回はコロナ禍における

それぞれの要望活動と三重県町村会の活動などについて行政報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、国土交通省関係への要望活動につきましては、7月8日と10月2日の両日、木曾三川下流の改修工事及び公園建設の促進期成同盟会として、中部地方整備局の堀田局長や幹部と面談をさせていただき、木曾三川下流部の治水対策の整備促進に加えて、当町からは木曾川左岸の耐震堤防の整備促進と木曾岬干拓地の堤防の整備着手及び木曾川河口左岸部の公園整備計画の策定などについて要望させていただきました。

また、10月19日に中部治水大会が今年三重県津市で開催され、要望活動の後、三重県を代表して「海拔ゼロメートルのまち・木曾岬町～水とのたたかひの歴史～」と題しまして、伊勢湾台風から得た教訓と木曾岬町の様々な取組などについて意見発表させていただきました。

続いて、11月10日から12日にかけての3日間、安全・安心の道づくりを求める全国大会、そして、治水事業促進全国大会、3日目に災害復旧促進全国大会が3日連続で開催され、三重県の社会基盤整備協会の理事として参加させていただき、インフラ整備の促進と予算の確保について、それぞれ提言活動を実施してまいりました。

この間、全国大会の合間を縫って、国土交通省の水管理国土保全局の井上局長をはじめ藤巻治水課長及び廣瀬河川計画課長に面談させていただき、また、大会の会場においては、国土交通省の山田技監や国交省出身の足立参議院議員に当町の木曾川左岸堤防の耐震対策の整備の促進と木曾岬干拓地の堤防の整備着手などについて要望させていただいてまいりました。

一方、木曾川堤防や名古屋第3環状線と木曾岬干拓地へのアクセス道路など、当町が抱える様々な課題について、三重県選出の国会議員の先生はもとより愛知県の長坂経済産業兼内閣府副大臣、京都の二之湯参議院自民党政審会長をはじめ、特に前内閣府副大臣の佐藤章先生や前財務副大臣の愛知県の藤川先生など、県外選出の国会議員の先生方にも当町の現状課題を訴え、御指導やら御助言をいただいているところでございます。

さらには、11月19日には伊藤財務副大臣、愛知県の先生でございます。それから、新妻参議院災害対策特別委員長に当町が抱える課題について直接要望をさせていただくとともに、翌11月20日には、中部直轄の期成同盟会連合会の要望活動として、国土交通省並びに財務省に治水事業や国土強靱化の延長のその必要性、そして、総額予算の確保について、提言活動をいたしてまいりました。

次に、近年、全国各地で記録的な豪雨によって大災害が頻発をいたしております。当町においては、湛水防除事業などにより整備してきました基幹的排水施設も建設から年数を経過したことから施設の老朽化は著しく、耐震基準も満たしておらず、早急な更新が迫られていることから、県営湛水防除事業に係る必要な予算の確保及び早期の着手について、そして、11月2日には三重県土地改良事業団体連合会の三重県農林水産部長との要請活

動、さらには、11月24日には同様の主旨で、三重県土地改良事業団体連合会の桑名支部の活動として三重県桑名農政事務所長との要請活動を行ったところでございます。

また、11月19日には、湛水防除事業の整備の水準について、海拔ゼロメートル地域の実情に合った計画基準内水位の許容湛水深20センチとして当町の事業が採択されるよう、農林省出身の進藤金日子参議院議員や宮崎雅夫参議院議員に直接要望を行ってまいったところでございます。

次に、10月9日に開催されました三重県の鈴木知事さんとの1対1対談について、その概要を報告させていただきます。

今回の1対1対談は、まず始めに、鈴木知事さんに源緑輪中に点在しておりますヤードの現場を視察していただいてから1対1対談に入りました。

対談では、最近のヤードの急激な増加に対して、町民の方々から心配の声が多く上がってきていることや、9月定例会において皆さん方町議会の皆さん方が知事宛てに意見書を提出されたことなども踏まえた上で、三重県としての対策や今後の方針についての意見交換をさせていただいたところでございます。

知事からは、直接現地を見て、町民が不安に感じることや、町議会の皆さんが何とかしなければならないという強い気持ちをお持ちであることは十分に理解した。その上で県として、県警察が盗難自動車の解体防止を目的とした自動車ヤードの条例制定に向けて検討を進めるという力強い知事の方針を示していただくことができました。さらに、環境面など、新たな条例で足らない部分についても、関係法令に基づいて引き続き対応していきたい考えであることも示していただくことができました。

議員の皆様方の意見書、請願書の提出や、町民の方々と共に根気強く三重県に対して要望し続けてきたヤード問題の大きな前進であり、県のヤード条例に大きく期待いたしているところでございます。1日も早くこの問題が改善出来るよう、今後とも引き続き三重県との連携強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、県道の木曾岬弥富停車場線バイパスについて、本年度、国道23号線の平面交差を完成させ、さらに、その先についても着実に整備を進める。鍋田川堤防の耐震対策については、新緑風橋から上流部についても引き続き整備を進めるとの知事の回答がございました。下水門につきましては、確実に閉門ができるような対策を愛知県と調整をするとのことでした。

以上が知事との1対1対談の概要でございますが、次に、三重県町村会における政務活動などについて報告をさせていただきます。

三重県町村会では、行財政委員会と防災産業経済委員会において、政策提言や各町の要望事項について議論しまとめ上げるわけでございますが、当町の要望事項につきましても協議の上、国、県への重点要望として取り上げていただいて、令和3年度の国、県に対する要望について、9月3日には新政みえ団体及び自民党三重県連に対して、私も町村会の

副会長として要請活動をさせていただいてまいりました。

10月26日には、三重県議会の正副議長に続いて、各常任委員長に対して要請活動を実施いたしました。また、11月26日には、全国の町村長大会のその前に町村会正副会長として県選出の国会議員への要請活動を行い、令和3年度の国、県に対する要望のほか、特に令和3年度の税制改正などに関する要望や新型コロナウイルス感染症対策に対する要望などについての要請活動を実施いたしました。

今年は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、例年とは違って制約の中での縮小した要望活動や三重県町村会の政務活動でございました。

一方、三重県町村会は、本年創立100周年を迎えまして、11月6日に記念式典が挙行されまして、式典では、地方自治の発展のために県内15町が一致団結して持続可能な地域づくりに誇りを持って取り組みたいとの挨拶と、15町が一丸となって新型コロナウイルス後の新しい社会の構築と持続可能なまちづくりに取り組んで行くことを宣言いたしました。

三重県町村会は、現在の大紀町である旧の七保村の大瀬東作村長が義務教育費の国庫負担の増額について、県内だけでなく全国の町村長に訴え、一致団結して国に働きかけることを呼びかけたことを機に大正9年に発足いたしまして、翌年の大正10年には全国町村会が創立されました。立役者の大瀬氏は、全国町村会の副会長に選出され、大正11年には国庫負担金は4倍に増額、その後、大瀬氏が副会長を辞された後もその意思は引き継がれ、全額国庫負担として実を結んできました。

このように、地方分権運動の先頭に立って活躍した大瀬氏の功績は現在でも高く評価されており、100年という節目を迎えた今だからこそ、私たちはその功績に学ばなければならないと改めて感じさせていただいたところでございます。

以上のことを申し上げまして、今期定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 4 議案第61号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第6号)について

日程第 5 議案第62号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

日程第 6 議案第63号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第 7 議案第64号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第 8 議案第65号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補

正予算（第1号）について

日程第 9 議案第 66号 木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について

日程第 10 議案第 67号 木曾岬町立ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 11 議案第 68号 木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（服部英二夫君） 日程第4、議案第61号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第11、議案第68号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8議題を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） ただいま上程を賜りました日程4、議案第61号から日程11、議案第68号までの8議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、日程4、議案第61号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ7,600万円を追加し、予算総額を42億5,800万円とするものでございます。

その補正の主な内容を申し上げますと、歳出各科目にわたり人事院勧告に伴う期末手当の支給割合の変更に伴う減額と、各種の国県支出金の確定に伴う対象事業の精査を行っているほか、総務費では、町議会議員補欠選挙及び各種事業の精算に伴う減額を行っているほか、退職者が確定したことによる納付金の増額や法改正に伴う税務システムの対応業務の追加、マイナンバーカード交付件数の増加に伴う派遣職員の追加配置などに係る経費を計上、民生費では、社会福祉施設費改修に伴う備品購入費の追加、後期高齢、介護保険、両特別会計への繰出金の計上、国民年金システムの改修に伴う費用や、幼児教育・保育無償化に関する事務費などに係る経費などを追加計上いたしました。

農林水産業費では、みえ森と緑の県民税市町交付金積立金や、多面的機能支払事業負担金を追加計上するとともに、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額し、土木費においても、公共下水道事業特別会計への繰出金において、減額補正を行いました。

教育費では、コロナウイルス感染症対策事業の一環として実施する現行の木曾岬町修学奨学金の月額を増額とするための経費及び町体育館の空調設備の改修工事に係る経費など

を追加計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでございますが、これに対する歳入といたしまして、それぞれの事業に対する国県支出金を精査し、財政調整基金からの繰入を計上しているほか、湛水防除事業の事業費増加に伴う地方債を計上するものでございます。

次に、日程5、議案第62号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ86万2,000円を追加し、予算総額を1億4,492万1,000円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、システム改修費用に係る国庫補助金、一般会計からの事務費繰入金を受け入れるものでございます。

歳出におきましては、高齢者医療制度の見直しなどに伴い、システム改修費用を計上させていただくものでございます。

次に、日程6、議案第63号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算総額を5億3,800万円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、地域支援事業交付金に係る包括的支援事業の追加交付分及び保険者機能強化推進交付金などの内示に伴う増額、また、歳出の保険給付費の補正を見込むことにより、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰入金を精査するものでございます。

歳出におきましては、介護報酬などに係るシステム改修の追加及び保険給付サービスの給付額を見直し、補正するものでございます。

次に、日程7、議案第64号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ100万円を減額し、予算総額を7,300万円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、令和元年度決算により本年度への繰越金が確定したことによるものでございます。

歳出におきましては、本年度の維持補修工事費などの見込額を精査するものでございます。

次に、日程8、議案第65号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ300万円を増額し、予算総額を3億1,500万円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、令和元年度決算により本年度への繰越額が確定したことによるものでございます。

歳出におきましては、本年度の維持管理費において、富田子地内の管路修繕の委託料が必要となったことにより精査するものでございます。

次に、日程9、議案第66号、木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運

動の公営に関する条例の制定についてでございますが、公職選挙法の一部改正により、木曾岬町議会議員選挙及び木曾岬町長選挙において、選挙用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の3項目を選挙公営の対象とするため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

次に、日程10、議案第67号、木曾岬町立ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、地域福祉の充実、多世代の町民が親しく交流を図ること及び高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上などを目的として設置するふれあいの里を開設することに伴い、その設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

次に、日程11、議案第68号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和27年度から実施しております定住化の促進を図る目的で、新築住宅を取得した者並びに住宅借入金等特別控除を受け中古住宅を購入した者及びマイホームを増改築した者に対して固定資産税の減免を行っていることについて、今後も継続を図って行きたいと考えていることから、地方税法の改正に合わせて対象住宅の新築等の期間の延長を行おうとするものでございます。

以上、上程を賜りました8議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、細部につきましては後ほど各所管課長から説明させていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、提案理由説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細な説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第61号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第6号）でございます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ7,600万円を追加いたしまして、予算の総額を42億5,800万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

第2条は、地方自治法213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、第2表、繰越明許費に定めるというものでございます。

第3条は、債務負担行為の追加を、第3表、債務負担行為補正に定めるものでございま

す。

第4条では、地方債の変更を、第4表、地方債補正に定めたものでございます。

2ページから4ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、2ページの歳入におきまして、14款国庫支出金から21款町債までの5つの款とこれに付随する7つの項において、また、3ページから4ページの歳出で記載させていただいております1款議会費から4ページの11款予備費までの9つの款と付随する20の項において、それぞれ所要の補正をお願いするもので、その総額は既決予算額に7,600万円を追加いたしまして、総額を42億5,800万円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

事業費を次年度に繰り越して実施しようとする予算でございまして、9款6項教育費、保健体育費におきまして、木曾岬町立体育館の空調設備改修工事及び同工事の監督支援業務委託を次年度に繰り越そうとするものでございます。

ページをおめぐりいただきまして、6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

債務負担行為は、契約などで発生をいたします将来にわたっての法的債務の履行に対しまして、一定期間一定限度の支出負担枠を設定するものでございます。このたび追加をする事項は、1行目の庁舎施設管理業務から末尾の塵芥収集・運搬等委託業務までの7つの事項につきまして債務負担行為を措置し、その期間と限度額を定めているものでございます。

7ページでございます。

第4表、地方債補正でございます。

公共事業等債におきまして、事業費の増加に伴い借入れの限度額を7,370万円から8,270万円に増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

9ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の説明は割愛をさせていただきまして、10ページから各所管課長より説明させていただきます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、歳入について説明させていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、139万5,000円を追加し、6億5,757万3,000円とするものでございます。児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金としまして、交付決定及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき、母子保健事業やこども園及び学童保育所などに係る交付により追

加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 7目総務費国庫補助金では、84万円を追加し、1億8,041万4,000円とするものでございます。個人番号カード交付補助金では、派遣職員に係る事務費を受け入れるものでございます。

3項委託金、1目民生費委託金では、31万6,000円を追加し、206万1,000円とするものでございます。社会福祉費補助金では、税制改正に伴うシステム改修に係る費用を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 15款県支出金、2項県補助金、1目民生費県補助金では、284万4,000円を追加し、3,120万円とするものでございます。児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金としまして、交付決定見込みによる追加交付、また、幼児教育・保育無償化に関する事務費等に対する補助金の交付により追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○産業課長（多賀達人君） 3目農林水産業費県補助金、1,252万6,000円を増額し、5,949万1,000円とするものでございます。3節林業費補助金はみえ森と緑の県民税市町交付金で、平成26年度から1期目がスタートし、令和元年度からは2期目がスタートしているもので、本交付金には、森林面積や人口を算定基礎として毎年度配分されます基本額と、2期目の事業期間5年間で上限を1,000万円とする市町からの申請に基づいて配分されます加算枠があり、昨年度より要望しておりましたその加算枠につきまして追加で交付決定があり、増額するものでございます。

また、6節多面的機能支払事業補助金は、農地の維持や資源の向上、長寿命化等、地域の共同活動や地域資源の適切な保全管理の推進に対する交付金で、組織全体の要望額に対し当初交付額で不足しておりました額につきまして追加で交付決定があったことから、増額するものでございます。交付額は、国2分の1、県4分の1でございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金では、20万1,000円を追加いたしまして、1,394万4,000円とするものでございます。総務費委託金におきましては、県から市町への権限移譲に伴います事務処理の特例に関する条例に基づく交付金の交付額の確定に伴いまして、18万1,000円を追加計上するものでございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 統計調査費委託金では、7つの指定統計調査に対する交付金額の確定により、2万円を増額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 18款繰入金、2項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金では、4,700万円を追加計上いたしまして、5億8,950万円とするものでございます。このたびの補正予算におきまして教育費のほうで計上されております町体育館の空調設備の改修工事につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業とする計画でありますが、本交付金におきましては、その全額を本年の9月定例会の際の第3号補正において追加計上し、本来、体育館の改修工事に充当する部分を一般財源として処理しておりました。このようなことから、今回の補正におきまして、その相当額を財政調整基金からの繰入れを行う形で調整を図ろうとするものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） それでは、めくっていただきまして、12、13ページでございます。

7目1節夢とふれあい教育基金繰入金では、108万円を追加し、補正後の額を348万円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症対策として、同基金を活用した修学奨学金貸与事業において貸付金の増額を行いましたところ、追加貸付けのお申込みをいただきました3名分を追加するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 20款諸収入、4項5目雑入では、79万8,000円を追加し、1,928万3,000円とするものでございます。このうち3節雑入の介護予防サービス計画料では、計画作成依頼件数の増加により追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 21款町債、1項5目農林水産業債では、900万円を追加いたしまして、4,500万円とするものでございます。本年9月定例会の際の第3号補正において計上されました湛水防除事業木曾岬2期地区の事業費の増加に伴いまして、追加計上するものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、このたびの補正予算につきましては、科目全体にわたって人事院勧告に伴います期末手当の支給割合の変更に伴う減額がなされておりますことから、各科目に計上されているこの部分につきましては個別説明は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、14、15ページの総括を割愛させていただきまして、16ページから説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、468万2,000円を追加いたしまして、2億3,618万3,000円とするものでございます。報酬では、会計年度任用職員の業務内容の見直しに伴う増額を行い、続く職員手当等では、特別職、一般職、

それぞれの期末手当の変更を行うとともに、令和2年度末の退職予定者の中に自己都合による退職を希望する者が出てきましたことから、退職手当組合への納付金491万円を増額しようとするものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 12目高度情報処理対策費では、118万円を減額し、6,526万7,000円とするものでございます。職員が使用している内部情報系端末30台の購入が完了したことにより減額するものでございます。

14目自主運行バス運行事業費では、90万円を減額し、4,282万6,000円とするものでございます。本年度の当初から導入を計画しておりましたリース車両でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により遅延したため、不用額を減額するものでございます。

16目防犯対策費では、160万円を減額し、1,336万1,000円とするものでございます。防犯灯やみまもりセンサーの電気料金の精算見込みによるものでございます。

以上でございます。

○税務課長（藤井光利君） 続いて、18ページを御覧ください。

2項2目賦課徴収費でございます。218万4,000円を追加し、予算を2億1,603万8,000円とするものでございます。これにつきましては電算事務の委託料ということで、令和3年度の個人住民税の賦課のために地方税法の改正内容を反映させることが必要なため、基幹システムにデータを載せるための電算委託が必要となったということでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項1目戸籍住民基本台帳費では、83万円を追加し、3,648万3,000円とするものでございます。委託料においては、マイナンバーカードの申請、発行に関する補助員として、派遣職員1名分を計上するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 4項選挙費、5目町長・町議会議員選挙費では、141万7,000円を減額いたしまして、409万1,000円とするものでございます。10月に執行されました町議会議員補欠選挙の経費を精算したことに伴いまして、それぞれの科目で減額するとともに、来年度に執行が予定されております町長・町議会議員選挙の際に必要で、かつ、4月以降での準備では納期が間に合わない想定されます消耗品や各種印刷物に係る経費を需用費にて追加計上しているものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 続いて、20ページでございます。

2款総務費、5項統計調査費、2目指定統計調査費では、2万円を増額し、265万7,000円とするものでございます。歳入で申し上げました交付金の確定に伴い、調査事務

ごとにおいて精査する必要が生じたことによるもので、それぞれの統計調査で精査する金額は備考欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 22ページ、23ページへお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、126万5,000円を追加し、3億6,126万6,000円とするものでございます。17節備品購入費では、社会福祉施設の改修に伴い、受付カウンター及び書類の収納庫など必要な備品を購入するため、追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 27節です。

繰出金では、69万円を追加するものでございます。後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 3目老人福祉費では、176万2,000円を追加し、9,765万9,000円とするものでございます。12節委託料では、介護予防ケアプランの計画作成依頼件数の増加、27節繰出金の介護保険特別会計繰出金では、介護保険給付費などの精査により追加補正させていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、202万9,000円を追加し、1,971万7,000円とするものでございます。10節需用費では、幼児教育・保育無償化に関する事務用品の購入及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためマスクや消毒薬などの購入に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

24ページ、25ページへお願いします。

11節の役務費では、新型コロナウイルス感染症に関連して、育児相談などの家庭訪問時に使用するタブレット通信利用料に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

17節備品購入費では、新型コロナウイルス感染症に関連して、育児相談などの家庭訪問時のケース記録や相談等に使用するタブレットの購入及び蓋つきごみ箱の購入に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

5目こども園費では、4万4,000円を追加し、1億3,445万1,000円とするものでございます。

10節需用費では、幼児教育・保育無償化に関する事務用品の購入及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため防菌シートなどの購入に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

17節備品購入費では、幼児教育・保育無償化に関する事務に必要な文書整理棚などの備品を購入するため、追加補正させていただくものでございます。

6目学童保育費では、90万6,000円を追加し、669万5,000円とするものでございます。12節の委託料は、子ども・子育て支援交付金に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策などを追加補正させていただくものでございます。

以上です。

**○住民課長（伊藤正典君）** 説明が漏れましたので、ページ、お戻りいただきまして、22ページ、23ページ、民生費1項社会福祉費の5目の国民年金費の説明をさせていただきます。

5目の国民年金費では、11万1,000円を追加し、914万3,000円とするものでございます。委託料におきましては、税制改正に伴う国民年金システムの改修に要する費用、償還金、利子及び割引料では、令和元年度年金事務取扱交付金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、24ページ、25ページでございます。

4款の衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費では、5万8,000円を増額し、614万5,000円とするものでございます。需用費では、第一合同霊園の修繕費を計上するものでございます。

以上でございます。

**○産業課長（多賀達人君）** ページをおめくりいただきまして、26、27ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、1,062万1,000円を増額し、4,358万円とするものでございます。積立金は、歳入でもございましたみえ森と緑の県民税市町交付金につきまして、追加で交付決定がございました加算枠及びコロナの影響で中止となりました木祖村での森林環境教育事業の充当額につきまして、基金に積立てを行うものでございます。

以上です。

**○建設課長（内山幸治君）** 7目農業集落排水事業費では、314万4,000円減額し、4,245万6,000円とするものでございます。農業集落排水事業特別会計におきまして、前年度からの繰越金が確定したことや歳出における事業費を精査したことにより、同会計の財源を補填するために支出する一般会計からの繰出金を減額補正するものでございます。

以上です。

**○産業課長（多賀達人君）** 5款農林水産業費、2項農地費、2目土地改良費では、336万9,000円を増額し、3,047万3,000円とするものでございます。多面的機能支払事業負担金は、町内16地区と1組織で取り組んでおります農地の維持、向上に係る事業費で、各地区の令和2年度に必要となる事業費を昨年8月に取りまとめ交付申請しておりましたが、本年の追加交付申請に伴い、改めて6月に各地区の必要額を取りまと

めた結果、組織全体で事業費が不足していたことからこの不足額について交付申請し、このたび追加交付決定がされましたので、事業費を増額するものでございます。

3目湛水防除費では、9月に本年度事業費の確定に伴い補正を行いました県営湛水防除事業費負担金の財源につきまして、起債の確定により、一般財源から特定財源の地方債へ補正を行うものでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） ページをおめくりいただき、28ページ、29ページでございます。

7款土木費、4項都市計画費、3目公共下水道事業費では、109万円減額し、2億1,805万円とするものでございます。先ほど説明いたしました農業集落排水事業特別会計と同様、公共下水道事業特別会計の本年度の事業費を精査したところ、繰出金を減額補正するものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 8款消防費、1項5目消防施設費では、158万4,000円を減額し、324万2,000円とするものでございます。危機管理課所管の公用車の購入完了に伴い、関係経費を精査するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） 款、替わりまして、9款教育費でございます。1項教育総務費、2目事務局費では、88万6,000円を追加し、9,599万2,000円とするものでございます。先ほど歳入でも御説明をさせていただきました修学奨学金貸与事業の貸与額の追加分でございます。

4目森林環境教育事業では、113万3,000円の全額を減額するものでございます。中学1年生が実施を予定しておりました木祖村での自然体験学習につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い事業を中止したことにより、全額を減額するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費では、45万6,000円を減額し、4,071万9,000円とするものでございます。11節役務費では、高圧電気設備変圧器のPCB含有検査の不要による減額、12節委託料では、新型コロナウイルス感染症対策といたしましてプールの授業が今年度は中止になりましたことから、プール清掃の業務が不要となったもので減額をするものでございます。

おめくりいただきまして、項、替わりまして、6項保健体育費、2目保健体育施設費では、5,970万円を追加し、7,983万円とするものでございます。12節委託料では、町体育館空調設備改修工事に伴います工事監督支援業務を、14節工事請負費では、修繕工事といたしまして、町体育館の空調設備の改修工事及び床面の全面塗装の工事の費用を追加するものでございます。なお、床面の全面塗装につきましては、前回、平成25

年8月に実施をしております。

目、替わりまして、3目学校給食費では、126万9,000円を追加し、5,941万3,000円とするものでございます。学校給食の原材料費におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大や夏の気象状況に影響されまして材料の仕入れ単価が上昇したことによりまして、今年度必要な材料費について精査いたしました結果、不足する見込み分を追加させていただくものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 11款1項1目予備費でございます。69万4,000円を追加いたしまして、269万3,000円とするものでございます。地方自治法の定める予備費でございます、この補正予算の歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

なお、このたびの補正で期末手当及び退職手当の補正を行いましたことから、34ページから36ページにかけて給与費明細書を添付させていただいておりますので、後刻、御確認をお願いいたします。

37、38ページをお願いいたします。

こちらは債務負担行為に関する調書でございます。

このたびの補正予算におきまして債務負担行為の追加を行いましたので、関係する項目の補正を行うもので、冒頭、第3表で申し上げました追加する7件の債務負担行為の支出予定額とその財源を示したものでございます。

ページ、めくっていただきまして、39ページは地方債の現在高と当該年度末の見込額を示したものでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

○議長（服部英二夫君） 説明が続いておりますが、ここで暫時休憩といたします。休憩時間は15分間で、10時15分より本会議に戻します。

午前10時 0分休憩

午前10時15分再開

○議長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き本会議に戻します。

説明の続きをお願いします。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） それでは、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算書の40ページを御覧ください。

議案第62号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次

に定めるところによる。

第1条第1項では、歳入歳出予算の補正について規定しており、歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,492万1,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

ページ、めくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入では3款繰入金、6款国庫支出金の2つの款と付随する2つの項において、また、歳出では1款総務費と付随する1つの項において、それぞれ86万2,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ1億4,492万1,000円とするものでございます。

44ページの歳入総括を割愛させていただきます、45、46ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金では、69万円を追加し、948万6,000円とするもので、歳出事務費に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金では、17万2,000円を追加するものでございます。税制改正に伴うシステムの改修に要する経費に対する補助金を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

47、48の総括を割愛し、49、50の明細書により説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、86万2,000円を追加し、279万1,000円とするものでございます。税制改正に伴い、令和3年度以降の保険料算定における基礎控除の見直し等に係るシステムの改修に要するものでございます。

以上が令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしくお願いたします。

**○福祉健康課長（松本 大君）** それでは、51ページをお願いします。

議案第63号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

それでは、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,800万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

52ページ、53ページへお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正をお願いします。

歳入では第4款国庫支出金から第8款繰入金までの4款7項において、また、歳出では第1款総務費から第8款予備費までの5款10項において、それぞれ200万円を追加し、次のページで、補正後予算額で5億8,300万円とするものでございます。

56ページの歳入歳出予算事項別明細書は後刻お目通しいただきたいと思えます。

57ページ、58ページへお願いします。

歳入について説明させていただきます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では、6万6,000円を追加し、8,445万1,000円とするものでございます。歳出の保険給付費の精査により追加補正させていただくものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金では、84万5,000円を追加し、233万1,000円とするものでございます。交付決定に伴い、追加補正させていただくものでございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、28万4,000円を減額し、224万1,000円とするものでございます。保険者努力支援交付金などの精査により減額補正させていただくものでございます。

3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、164万9,000円を追加し、667万1,000円とするものでございます。包括的支援事業の個別協議に係る上限額の変更などにより追加補正させていただくものでございます。

6目介護保険事業費補助金では、71万5,000円を追加し、100万5,000円とするものでございます。介護報酬改定などに伴うシステム改修により追加補正させていただくものでございます。

7目保険者機能強化推進交付金では、132万6,000円を追加し、133万6,000円とするものでございます。交付決定により追加補正させていただくものでございます。

8目介護保険保険者努力支援交付金では、140万8,000円を追加し、140万8,000円とするものでございます。新設された介護予防・健康づくりに資する取組に重点化した交付金の交付決定により追加補正させていただくものでございます。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、17万6,000円を減額し、1億3,080万6,000円とするものでございます。歳出の保険給付費の精査により減額補正させていただくものでございます。

2目地域支援事業交付金では、38万4,000円を減額し、365万円とするものでございます。保険者努力支援交付金などの精査により減額補正させていただくものでございます。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では、27 万9,000 円を減額し、7,593 万3,000 円とするものでございます。歳出の保険給付費の精査により減額補正させていただくものでございます。

59 ページ、60 ページへお願いします。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、17 万8,000 円を減額し、140 万円とするものでございます。保険者努力支援交付金などの精査により減額補正させていただくものでございます。

2 目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、82 万4,000 円を追加し、333 万5,000 円とするものでございます。包括的支援事業の個別協議に係る上限額の変更などにより追加補正させていただくものでございます。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では、8 万2,000 円を減額し、6,055 万8,000 円とするものでございます。歳出の保険給付費の精査により減額補正させていただくものでございます。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、17 万8,000 円を減額し、140 万円とするものでございます。保険者努力支援交付金などの精査により減額補正させていただくものでございます。

3 目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では、82 万4,000 円を追加し、333 万5,000 円とするものでございます。包括的支援事業の個別協議に係る上限額の変更などにより追加補正させていただくものでございます。

6 目その他一般会計繰入金では、71 万5,000 円を追加し、1,006 万9,000 円とするものでございます。歳出の介護保険システム改修により追加補正させていただくものでございます。

2 項基金繰入金、2 目介護給付費準備基金繰入金では、481 万1,000 円を減額し、693 万6,000 円とするものでございます。各種交付金などの追加交付により一部財源の確保が可能となり、減額補正させていただくものでございます。

次に、61 ページ、62 ページの歳出予算事項別明細書は後刻お目通しいただきたいと思っております。

63 ページ、64 ページへお願いします。

歳出について説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、143 万円を追加し、520 万9,000 円とするものでございます。介護報酬改定などに伴うシステム改修により追加補正させていただくものでございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費では、財源振替をするものでございます。

3 目施設介護サービス給付費では、600 万円を減額し、2 億2,249 万4,000

円とするものでございます。主に介護老人保健施設——老健です——の施設入所者数の減少により減額補正させていただくものでございます。

4目居宅介護福祉用具購入費では、15万4,000円を追加し、39万7,000円とするものでございます。実績及び推計により追加補正させていただくものでございます。

6目居宅介護サービス計画給付費では、72万円を減額し、1,374万8,000円とするものでございます。依頼件数の減少見込みにより減額補正させていただくものでございます。

65ページ、66ページへお願いします。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では、210万9,000円を追加し、1,151万5,000円とするものでございます。利用件数の増加見込みにより追加補正させていただくものでございます。

5目介護予防サービス計画給付費では、59万4,000円を追加し、224万8,000円とするものでございます。依頼件数の増加見込みにより追加補正させていただくものでございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費では、114万5,000円を追加し、1,107万8,000円とするものでございます。同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が定められた限度額を超える費用を実績及び推計により追加補正させていただくものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費では、206万7,000円を追加し、2,634万5,000円とするものでございます。居住費及び食費の負担限度額を超えた分の費用を実績及び推計により追加補正させていただくものでございます。

67ページ、68ページへお願いします。

4款地域支援事業費の予算科目でございますが、67ページから70ページまでなんですが、これは全て財源振替を行ったものでございます。

次に、71ページ、72ページへお願いします。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では、5万4,000円を追加し、25万4,000円とするものでございます。保険料の還付により追加補正させていただくものでございます。

8款1項1目予備費では、116万7,000円を追加し、388万9,000円とするものでございます。この金額をもって歳出予算を調整させていただくものでございます。

以上で令和2年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○建設課長（内山幸治君） それでは、引き続きまして、73ページを御覧ください。

議案第64号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1号)でございます。令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,300万とするものでございます。

第1条第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によると規定したものでございます。

第2条では、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によると規定するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、74ページ、75ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入では2款とそれに付随する2項から、また、歳出につきましては1款1項から、それぞれ100万円を減額し、補正後予算額で7,300万円とするものでございます。

次に、76ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

農業集落排水事業クリーンセンター、町内に4つございますが、その維持管理業務委託として、期間を令和2年度から令和5年度まで、限度額を5,603万4,000円の債務負担行為を設定するものでございます。現在の委託業務の契約期間は平成30年度から令和2年度末までとなっており、新たに令和5年度末までの契約を締結するものでございます。なお、期間が令和2年度からとなっているのは、令和3年4月1日から業務開始をするため入札準備行為が令和2年度中に行う必要があるから、令和2年度からとなっております。

ページをおめくりいただきまして、78ページについては歳入の総括でございますので、後刻お目通しいただきたいと思っております。

79ページ、80ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金では、314万4,000円を減額し、4,245万6,000円とするものでございます。前年度からの繰越金が確定したことや本年度の歳出事業費を精査したことにより、一般会計の繰入金を減額補正するものでございます。

次に、4款1項1目繰越金では、前年度繰越金の確定により214万4,000円を増額し、314万4,000円とするものでございます。

次に、81ページ、82ページの歳出明細書を御覧ください。

歳出の補正額、補正の財源内訳を示しているものでございます。

次に、83ページ、84ページのほうを御覧ください。

1款施設費、1項施設管理費、2目維持管理費では、100万円を減額し、5,171

万5,000円とするものでございます。14節工事請負費におきまして、現在までに要した保守費用と今後の見込額について精査し、既決予算額を100万円減額補正するものでございます。

次に、85、86ページは、債務負担行為に関する調書で、前年度末までの支出額、当該年度以降の支出予定額をお示しするものでございます。債務負担行為の内容につきまして、さきにお示ししたとおりでございます。なお、特定財源のその他の欄にある5,100万円については、使用料等を充当しているものでございます。

以上で令和2年度農業集落排水事業補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、87ページを御覧ください。

議案第65号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,500万とするものでございます。

第1条第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為の補正によるものでございます。

88ページ、89ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入では御覧の2款2項から、また、歳出でも2款2項において、それぞれ300万円を増額し、補正後予算総額で3億1,500万とするものでございます。

90ページ、第2表、債務負担行為補正を御覧ください。

公共下水道事業東部クリーンセンターの維持管理業務委託として、期間を令和2年度から令和5年度まで、限度額1億6,459万3,000円の債務負担行為を設定するものでございます。こちらも先ほどの農業集落排水事業同様、現在の委託業務の契約期間は平成30年度から令和2年度末までとなっており、新たに令和5年度末までの契約を締結するものでございます。

それでは、92ページを御覧ください。

歳入補正予算明細書でございますので、後刻お目通しいただきまして、次、93ページ、94ページでございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、109万円を減額し、2億1,805万円とするものでございます。前年度からの繰越金が確定したことや本年度の歳出事業費を精

査したことに一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

5款1項1目繰越金では、前年度の繰越金の確定により409万を増額し、609万円とするものでございます。

次に、95ページ、96ページの歳出明細書を御覧ください。

歳出の補正額、補正の財源内訳をお示ししております。合計300万円の増額補正は、一般財源で補填することをお示ししているものでございます。

次、97ページ、98ページを御覧ください。

1款施設費、1項施設管理費、2目維持管理費では、209万5,000円を増額し、1億4,910万2,000円とするものでございます。12節委託料では、富田地内で破損した下水道管渠の補修設計業務を追加補正するものでございます。設計概要については、延長約20メートル、口径200ミリの塩ビ管でございます。

3款1項1目予備費では、90万5,000円を増額し、149万6,000円とするもので、この金額をもって歳出の補正額を調整させていただくものでございます。

次に、99ページ、100ページでございます。

債務負担行為に関する調書で、前年度末までの支出額、当該年度の支出予定額をお示しするものでございます。債務負担行為の内容については、さきに説明したとおりでございます。なお、特定財源のその他の欄にある1億5,000万円につきましては、使用料を充当しているものでございます。

以上で令和2年度公共下水道補正予算（第1号）の説明を終わります。

**○総務政策課長（小島裕紹君）** 続きまして、議案第66号、木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

下段、提案理由でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を制定する必要がある。条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

初めに、このたびの条例制定の概要についてでございますが、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布されまして、公布の日から起算して6月を経過した12月12日から施行されることとなりました。

今回の改正によりまして、町村議会議員選挙及び町村長選挙におきまして各町村で条例を定めることによりまして、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成、この3項目につきまして選挙公営の対象とすることが可能となること

から、木曾岬町におきましても条例の制定をしようとするものでございます。

なお、参考までに申し上げますと、今回の公職選挙法の一部改正では、このほかにも町村議会議員選挙におけるビラの頒布が1,600枚を上限として解禁されるとともに、同じく、町村議会議員選挙におきまして、供託金15万円が導入されることとなっております。

それでは、資料をおめくりいただきまして、条例本文をお願いいたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めまして、第2条から第5条までで選挙運動用自動車の使用について定めております。

第2条では、選挙運動用自動車の使用を公営とすること、第3条では、契約締結の届出について、第4条では、公費負担額及び支払い手続について、第5条では、契約の指定について、それぞれ定めているものでございます。

続く第6条から第8条までで、選挙運動用ビラの作成について定めております。

第6条では、選挙運動用ビラの作成を公営とすること、第7条では、契約締結の届出について、第8条では、公費負担額及び支払い手続について、それぞれ定めております。

第9条から第11条では、選挙運動用ポスターの作成について定めておりまして、第9条ではこれを公営とすること、第10条では、契約締結の届出について、第11条では、公費負担額及び支払い手続について、それぞれ定めております。

続く第12条では、この条例の施行に関しまして、必要な事項については選挙管理委員会が別に定めるということを定めているものでございます。

最後に、附則でございます。施行期日では公布の日から施行するということを含め、続く適用区分では、この条例の規定は、条例施行日以後に告示される選挙に適用するもので、条例施行日の前日までに告示される選挙につきましては、従前の例によるということを含め定めているものでございます。

以上、木曾岬町議会議員及び木曾岬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○福祉健康課長（松本 大君） 続きまして、議案第67号を説明させていただきます。

木曾岬町立ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

木曾岬町立ふれあいの里の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

下段の提案理由ですが、地域福祉の充実及び高齢者に関する相談、健康の増進、教育の向上などを総合的に供与することを目的とした木曾岬町立ふれあいの里を設置するに当たり、この関係条例の制定については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

2ページをお願いします。

まず、今回の条例の制定についてでございますが、来年4月から事業運営開始予定の今の改修工事を行っております社会福祉施設についての設置及び管理に関する条例を制定す

るものでございます。

それでは、第1条では設置及び目的、第2条では名称及び位置でありまして、3ページのほうに、別表第1のとおり、名称は木曾岬町立ふれあいの里、位置は三重県桑名郡木曾岬町大字三崎666番地でございます。

2ページに戻っていただきまして、第3条では事業、第4条では管理、第5条では管理の委託、第6条では委任であり、必要な事項は規則で定めると規定するものでございます。

附則であります、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

簡単であります、説明は以上でございます。

**○税務課長（藤井光利君）** 続きまして、議案第68号、木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

木曾岬町住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものといたします。

下段、提案理由を御覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものである。

木曾岬町新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正することについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があると。これがこの議案を提出する理由でございます。

それでは、めくっていただきまして、もう一枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

ここにつきましては、下段、下線の引いてある期間について、対象物の期間を変更していくという条例の内容でありまして、この条例につきましては、さきの町長の提案理由にもありましたように、この条例の目的は、新築住宅を取得した者並びに住宅借入金等特別控除を受け中古住宅を購入した者及びマイホームを増改築した者に対して固定資産税を減免することに関し必要な事項を定めることによって、本町に居住する者及び町外から転入する者の定住促進に資することを目的とする条例でありまして、ここの対照表にありますように、今回の改正は対象住宅の期間の延長に係るものであります。

この減免に関しては、まず、地方税法で2分の1を減免するという規定がありまして、この条例で残りの2分の1を減免することによって、当該期間の対象税額についての金額を減免するという、定住化対策の1つの政策であります。

今回、直させていただきます平成33年1月1日、いわゆる令和3年1月1日までを法の規定と同様にいたしまして、令和4年3月31日までということで、期間を延長させていただく条例でございます。

それでは、1枚戻っていただきまして、この条例につきましては、附則のところ、公布

の日から施行するというものがございます。

説明は以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 事務当局による各議案の詳細説明が終わりました。

なお、ただいま上程しております議案第61号から議案第68号までの議案についての質疑は12月11日に行います。

日程第12 議案第69号 桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第12、議案第69号、桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議についてを上程し、議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程12、議案第69号、桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議について、その提案理由を申し上げます。

桑名広域清掃事業組合からいなべ市が脱退することから、組合規約の変更について、地方自治法に基づく所要の手続を行うものがございます。

以上、上程を賜りました議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては所管課長から説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） それでは、議案書をお願いいたします。

議案第69号、桑名広域清掃事業組合規約の変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第286条の2第1項の規定により、令和3年3月31日をもって桑名広域清掃事業組合からいなべ市が脱退することに伴う桑名広域清掃事業組合規約の変更を、同条第2項の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものがございます。

下段、提案理由でございます。

桑名広域清掃事業組合からいなべ市が脱退することに伴う桑名広域清掃事業組合規約の変更について、地方自治法に基づく所要の手続をするものであります。これがこの議案を提出する理由でございます。

めくっていただきまして、規約変更に関する協議書でございます。

内容につきましては、1枚めくっていただいた新旧対照表で説明をさせていただきます。

左が現行、右が改正案でございます。

7月の全員協議会においても一部説明をさせていただいたところでございますが、いなべ市の脱退に伴い、関連する文言等の削除、修正を行うものとなっております。

第2条、第3条、第16条第2項の各号につきましては、脱退に関連する文言を削除するものでございます。

第5条につきましては、組合の議会の議員の定数を定めており、定数11名の変更はございませんが、木曾岬町を1人、東員町を2人とするものでございます。

第12条は執行機関の組織構成を定めており、1項では、副管理者4人を3人に変更し、同条第4項では、副管理者を従前の桑名市副市長のほか、木曾岬町長、東員町長とするものでございます。

それでは、前のページの協議書に戻っていただきまして、末尾の附則でございますが、この規約は三重県知事の許可があった日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上が桑名広域清掃事業組合同規約の変更に関する協議についての説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第69号について、御質疑のあります方は御発言ください。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま上程しております日程第12、議案第69号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第69号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第12、議案第69号、桑名広域清掃事業組合同規約の変更に関する協議

について、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

**午前10時50分散会**

○議長（服部英二夫君） 議員の皆様方には慎重な御審議ありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々にも詳細な説明ありがとうございました。

なお、一般質問日は12月11日午前9時から再開されますので、御出席賜りますようお願い申し上げます。皆様、大変御苦労さまでした。